令和５年第３回上富田町議会定例会会議録

（第１日）

〇開会期日　　令和５年９月６日午前９時０１分

〇会議の場所　　上富田町議会議事堂

〇当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（１２名）

１番	井　渓　港　斗	２番	栗　田　八　郎
３番	平　田　美　穂	４番	大　石　哲　雄
５番	山　本　哲　也	６番	正　垣　耕　平
７番	家根谷　美智子	８番	中　井　照　恵
９番	吉　本　和　広	１０番	谷　端　　　清
１１番	松　井　孝　恵	１２番	樫　木　正　行

欠席議員（なし）

〇出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	樫　山　裕　子	副局長	小　倉　一　仁

〇地方自治法第１２１条による出席者は次のとおり

町　　　長	奥　田　　　誠	副　町　長	山　本　敏　章
教　育　長	宮　内　一　裕	会計管理者（会計課長）	笠　松　昭　宏
総務課長	十　河　貴　子	総務課副課長	目　良　大　敏
振興課長	平　尾　好　孝	振興課副課長	山　根　康　生
税務課長	芝　　　健　治	住民課長	瀬　田　和　哉
住民課副課長	芦　口　正　史	福祉課長	木　村　陽　子
福祉課副課長	平　岩　　　晃	福祉課副課長	坂　本　真理子
長寿課長	宮　本　真　里	建設課長	栗　田　信　孝
建設課副課長	谷　本　和　久	上下水道課長	谷　本　　　誠

上下水道課副課長	陸平将史	教育委員会事務局長	三浦　誠
教育委員会事務局副局長	吉田忠弘	教育委員会事務局学校給食センター所長	前芝由希
監査委員	山本哲也		

〇本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名について
日程第　２　会期の決定について
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　議案第３９号　令和４年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議案第４０号　令和４年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
日程第　６　議案第４１号　令和４年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
日程第　７　議案第４２号　令和４年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
日程第　８　議案第４３号　令和４年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
日程第　９　議案第４４号　令和４年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
日程第１０　議案第４５号　令和４年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
日程第１１　議案第４６号　令和４年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
日程第１２　議案第４７号　令和４年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
日程第１３　議案第４８号　令和４年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
日程第１４　報告第　７号　地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和４年度健全化判断比率の報告について
日程第１５　報告第　８号　地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和４

年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について

日程第１６	報告第　９号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和４年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
日程第１７	報告第１０号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和４年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
日程第１８	報告第１１号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和４年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
日程第１９	報告第１２号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
日程第２０	議案第４９号	上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例
日程第２１	議案第５０号	上大中清掃施設組合の解散について
日程第２２	議案第５１号	上大中清掃施設組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について
日程第２３	議案第５２号	田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
日程第２４	議案第５３号	工事請負契約の締結について（令和５年度　第７号　上水道事業　中央監視設備更新工事）
日程第２５	議案第５４号	土地の取得について
日程第２６	議案第５５号	令和５年度上富田町一般会計補正予算（第４号）
日程第２７	議案第５６号	令和５年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）
日程第２８	議案第５７号	令和５年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第１号）
日程第２９	議案第５８号	令和５年度上富田町下水道事業会計補正予算（第１号）

△開　　会　　午前９時０１分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和５年第３回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入る前に先立ちまして、５月１日から１０月末までのクールビズ期間において、上富田町議会では、会議でのノーネクタイ、また町のポロシャツの着用を許可しております。本定例会においても実施させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、議長判断により、会議中、暑いときは上着をお取りいただいてよいことにしております。執行部も同様といたします。暑い方は上着をお取りください。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

△日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、議長において２番、栗田八郎君、３番、平田美穂君を指名いたします。

△日程第２　会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から９月２５日までの２０日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月２５日までの２０日間に決定いたしました。

△日程第３　諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第３　諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和５年６月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第１２１条の規定により、出席要求した９月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りは、本日９月６日午後３時までとなっていますので、質問内容を具体的に、また、質問の形式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田　誠）

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和５年第３回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

初めに、８月１５日に和歌山県に上陸し近畿地方を縦断した台風７号により、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

本町では、８月１４日に暴風警報が発表されたことを受け、午後４時に町内全域に警戒レベル３の高齢者等避難を発令し、８か所の拠点避難所を開設しました。町内では、幸いにも大きな被害はございませんでしたが、今後も地震や台風などの自然災害に備え、住民の皆様と共に防災、減災に向けた取組を進めてまいります。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします諸議案は、報告事項として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告５件、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について１件、議案として、令和４年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定９件、令和４年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定１件、条例の全部改正１件、一部事務組合の解散及び事務の承継に関する協議２件、規約の変更１件、工事請負契約の締結１件、土地の取得に

ついて１件、令和５年度一般会計及び特別会計の補正予算４件の合計２６議案を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第３９号から議案第４７号までの９件につきましては、令和４年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。

また、議案第４８号、令和４年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て剰余金の処分を行うものであります。

それぞれ監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第７号から報告第１１号までの５件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。

これは、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないこととなっています。

なお、令和４年度の決算のそれぞれの比率は、法律で定めている基準内であります。

次に、報告第１２号につきましては、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

これは、町道上の落石に接触したことによる損害に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告するものであります。

次に、議案第４９号につきましては、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例（案）であります。

これは、地方自治法に則した利用料等及び指定管理者制度の導入に対応した条項を追加するため、条例の全部改正を行うものであります。

議案第５０号につきましては、上大中清掃施設組合の解散についてであります。

これは、上大中清掃施設組合の解散について、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第５１号につきましては、上大中清掃施設組合の解散に伴う事務の承継に関する協議についてであります。

これは、解散後の事務の承継について、上大中清掃施設組合規約第１７条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第５２号につきましては、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてであります。

これは、消防通信指令業務の共同運用の広域化に伴い、規約について所要の変更を行うものであります。

議案第５３号につきましては、工事請負契約の締結について（令和５年度　第７号上水道事業　中央監視設備更新工事）であります。

本工事は、水道事業における既設中央監視設備の老朽化に伴い更新するものであります。

次に、議案第５４号につきましては、土地の取得についてであります。

これは、上大中クリーンセンターの跡地の取得に関し、地方自治法第９６条第１項第８号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第５５号につきましては、令和５年度上富田町一般会計補正予算（第４号）でございます。

今回、補正前の額に１億２，４２９万２，０００円を追加し、予算総額を７５億１，７７５万６，０００円と定めています。

補正予算の主な内容は、総務費では、防災備蓄品格納庫購入費として１５４万円、共同作業場解体費用算定業務委託料として３００万円を措置しています。

民生費では、なのはな保育所改修工事請負費として６００万円、衛生費では、保健センター改修工事請負費として６００万円、土地購入費として１，９６０万円を措置しています。

農林水産業費では、岡地区転倒堰修繕工事請負費として４３０万円、林業機械生産力高度化支援事業補助金として９３０万円、商工費では、市ノ瀬若もの広場トイレ改修事業として２，２００万円、土木費では、道路橋梁維持費として１，３００万円を措置しています。

教育費では、防犯カメラや屋外型ＡＥＤ収納ボックスなど備品購入費として１９６万１，０００円、災害復旧費で、町道王子谷線災害復旧事業費として１，８３０万円を措置しています。

歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫補助金、繰入金、諸収入、町債などを見込み措置しています。

議案第５６号につきましては、令和５年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）であります。

今回、補正前の額に８３２万３，０００円を追加し、予算総額を１９億５，４２５万５，０００円と定めています。

補正予算の主な内容は、事業費の精算により過年度分の保険給付費等の返還を措置するものであります。

議案第５７号につきましては、令和５年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第１号）であります。

今回、補正前の額に２３２万１，０００円を追加し、予算総額を１６億８，８４０万円と定めています。

補正予算の主な内容は、事業費の精算により過年度分の介護保険給付費などの返還を措置するものであります。

議案第５８号につきましては、令和５年度上富田町下水道事業会計補正予算（第１号）であります。

今回、補正前の額に１２０万円を追加し、支出予算総額を収益的支出、資本的支出、合わせて７億１１３万４，０００円と定めています。

補正予算の内容は、消費税及び地方消費税の確定申告に伴う特別損失の追加を措置しています。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要であります。

詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

△日程第４　議案第３９号～日程第１８　報告第１１号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第４　議案第３９号、令和４年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第１８　報告第１１号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和４年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまで１５件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

会計管理者、笠松君。

○会計管理者（笠松昭宏）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第３９号から議案第４８号につきまして説明させていただきます。

なお、議案番号に従いそれぞれの会計の収支状況につきまして順を追って説明するのが本意ではありますが、参考資料として決算総括表を添付しておりますので、後ほど参考資料により説明させていただきます。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第３９号、令和４年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和４年度上富田町一般会計歳入歳出決

算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の承認に付する。
令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。
１２ページをお願いいたします。
議案第４０号、令和４年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。
地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和４年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。
令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。
１５ページをお願いいたします。
議案第４１号、令和４年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。
地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和４年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。
令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。
１８ページをお願いいたします。
議案第４２号、令和４年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。
地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和４年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定にする。
令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。
２０ページをお願いいたします。
議案第４３号、令和４年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。
地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和４年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。
令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。
２２ページをお願いいたします。
議案第４４号、令和４年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。
地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和４年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。
令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。
２４ページをお願いいたします。
議案第４５号、令和４年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。
地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和４年度上富田町特別会計介護保険歳

入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

２７ページをお願いいたします。

議案第４６号、令和４年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和４年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

３０ページをお願いいたします。

議案第４７号、令和４年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和４年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月６日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

３２ページをお願いいたします。

議案第４８号、令和４年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、令和４年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて、同法第３０条第４項の規定に基づき、令和４年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

それでは、次にお手元に配付しております参考資料の決算総括表により収支状況を説明させていただきます。

３７ページの参考資料をお願いいたします。

令和４年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表でございます。

議案第３９号の一般会計につきましては、歳入総額７７億３，５６４万２８６円、歳出総額７５億３，７３１万５，２９８円、歳入歳出差引額１億９，８３２万４,９８８円、うち翌年度繰越財源額１,１４１万円、実質収支額１億８，６９１万４，９８８円、地方自治法の規定による基金繰入額９，５００万円、翌年度繰越額９，１９１万４，９８８円です。

次に、議案第４０号の国民健康保険につきましては、歳入総額１９億５，００４万５，９８５円、歳出総額１９億４，５１９万８，６８８円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同額の４８４万７，２９７円です。

次に、議案第４１号の宅地造成事業につきましては、歳入総額１，２１７万８，８１

５円、歳出総額１億１５５万１，５３０円、歳入歳出差引額、実質収支額はマイナスの８，９３７万２，７１５円です。

これにつきましては、令和５年度からの繰上充用で補填措置をしてございます。

次に、議案第４２号の奨学事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の４９４万６，６８５円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともゼロ円でございますので、繰越しはございません。

次に、議案第４３号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額２億１，７０４万３，９４７円、歳出総額１億９，６１０万７，５１３円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同額の２，０９３万６，４３４円です。

次に、議案第４４号の公共下水道事業につきましては、歳入総額２億１，５６５万７，６１０円、歳出総額２億１１５万５，８３９円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同額の１，４５０万１，７７１円です。

次に、議案第４５号の介護保険につきましては、歳入総額１６億７，２４２万７,７４５円、歳出総額１６億５，１７０万５，１６０円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同額の２，０７２万２，５８５円です。

次に、議案第４６号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額３億６，１９３万５，６４６円、歳出総額３億５，７８６万９，８４６円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同額の４０６万５，８００円です。

次に、議案第４７号の朝来財産区につきましては、歳入総額１，００９万９，５７２円、歳出総額８３９万５，８１５円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同額の１７０万３，７５７円です。

次に、議案第４８号の水道事業につきましては、収益的収入及び支出につきましては、歳入総額５億５，８８６万７，５２１円、歳出総額４億４，８６３万９，８８０円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同額の１億１，０２２万７，６４１円です。

なお、当年度純利益は８，８８９万５，３１２円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額６，１２８万３，７５１円、歳出総額３億１，６９２万６，３４４円、歳入歳出差引額及び実質収支額はマイナスの２億５，５６４万２，５９３円です。こちらにつきましては、減債積立金等で補填してございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第７号から報告第１１号についてご説明いたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和４年度の決算における健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の意見書をつけて議会に報告するものです。

それでは、報告第７号をお願いいたします。

３８ページになります。

報告第７号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和４年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和４年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

次のページからは、監査委員の審査意見書になります。

３９ページをお願いいたします。

中段の表のほうをお願いいたします。中段の表の①実質赤字比率につきましては、普通会計の実質赤字額の比率になります。令和４年度の決算においては、黒字で実質赤字額がありませんので、横棒表示としております。

なお、早期健全化基準につきましては１５％となっております。

②の連結実質赤字比率は、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計全てを合計しての実質赤字の比率になります。

令和４年度決算におきましては、黒字で連結実質赤字額がありませんので、横棒表示としております。

なお、早期健全化基準は２０％となっております。

③実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率になっております。普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と上富田町が加入している一部事務組合の元利償還金のうち、本町が負担している部分を合計して計算した数値で判断いたします。

実質公債費比率は、令和２年度から令和４年度までの３か年度の平均で計算いたします。その結果が１２．３％であり、令和３年度と比較して０．８ポイント改善しております。要因としまして、臨時経済対策による地方交付税の増や、町税が堅調に推移していることなどが挙げられると考えております。

早期健全化基準は２５％ですので、財政は健全だと言えます。

続きまして、④将来負担比率です。こちらは地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率になります。

上富田町の一般会計、特別会計、一部事務組合に加え、地方公社や第三セクターなども含めたものが対象となりますが、本町の場合、該当する地方公社や第三セクターはございません。４年度決算における将来負担比率は２２．１％となっており、令和２年度と比較して６．９ポイントの悪化となっております。

なお、早期健全化基準は３５０％ですので、財政は健全だと言えます。

以上のとおり、上富田町の令和４年度決算における健全化判断比率は、４つの指標とも早期健全化基準以下となっており、財政は健全だと言えます。

続きまして、報告第８号から第１１号につきまして、公営企業会計の資金不足比率についての報告になります。

４１ページをお願いいたします。

特別会計ごとに赤字かどうかを判断するもので、対象となる公営企業は、宅地造成事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業の４つでございます。

なお、経営健全化基準は全ての会計で２０％となっております。

それでは、報告第８号をお願いいたします。

報告第８号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和４年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和４年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員の審査意見書になります。

宅地造成事業につきましては、実質収支額は８，９３７万３，０００円の資金不足、赤字となりますが、資金不足比率の計算上では、所有する土地の販売収入見込額を充当するといったルールがございます。土地収入見込額２億２４４万５，０００円を充当した結果、資金剰余額は１億１，３０７万２，０００円となるため、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第９号をお願いいたします。

４３ページをお願いいたします。

報告第９号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和４年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和４年度

上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員の意見書になります。

農業集落排水事業につきましては、令和４年度決算における歳入から歳出を引いた資金剰余金は２，０９３万６，０００円となりますので、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第１０号をお願いいたします。

４５ページになります。

報告第１０号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和４年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和４年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員の審査意見書になります。

公共下水道事業につきましては、令和４年度決算における歳入から歳出を差し引いた資金剰余金は１，４５０万１，０００円となりますので、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第１１号をお願いいたします。

４７ページをお願いいたします。

報告第１１号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和４年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和４年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員の審査意見書になります。

水道事業につきましては、令和４年度決算における資金剰余金は８億７，２７８万６，０００円となりますので、資金不足比率は横棒表示となっております。

以上、４つの公営企業会計における資金不足比率については、全て横棒表示となります。

私からの説明を終わらせていただきます。

〇議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩　午前　９時４２分

再開　午前　９時４４分

〇議長（大石哲雄）

再開します。

次に、監査委員の報告をお願いします。

５番、山本哲也君。

〇５番（山本哲也）

それでは、私のほうからタブレットとお手元に配付されておりますこちらの参考資料に沿ってご説明いたします。

令和４年度の決算審査、財政健全化審査及び経営健全化審査を行いましたので、報告させていただきます。

まず、各会計の決算審査の報告をいたします。

８月１日から２５日までの期間、中松代表監査委員と共に１０会計の決算審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により、出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき審査いたしましたところ、各会計にわたり計数は正確であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意ではございますが、議案書に添付しております審査意見書に個別の意見を記載しておりますので、お目通し願います。

議案第３９号、一般会計です。

さて、令和４年度の一般会計決算額については、歳入総額７７億３，５６４万２８６円、歳出総額７５億３，７３１万５，２９８円、歳入歳出差引額１億９，８３２万４，９８８円となっております。

なお、これには繰越明許費１，１４１万円が含まれており、実質収支としては令和３年度と比べ約１億４，０００万円減の１億８，６９１万４，９８８円となっております。

まず、歳入全般についてですが、自主財源について、令和３年度と比較して約６，５００万円増となっております。主な要因としては、町税が堅調に推移していることによるもので、歳入総額に占める自主財源の構成比率についても３７．７％、対前年度比２．

３ポイントの増となっております。
今後においても、自主財源の確保はもとより、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望しております。
歳出決算額を性質別に区分したものでは、消費的経費において、対前年度比１．４％増の４９億１，６１３万３，０００円となっております。人件費が対前年度比５．３％の増、物件費が対前年度比７．７％の増となっており、物件費では、地籍調査や可燃ごみの焼却処分の委託料の増などが主な要因として挙げられます。また、扶助費についても年々増額となってきており、今後も増えていくことが予想されます。
続いて、投資的経費につきましては、前年度比４４．０％増の６億１，２７７万7，０００円となっており、主なものとしては、朝来小学校水泳プール建て替え事業の完了が挙げられます。
今後も扶助費等に多額を要することが予想されますので、経費の節減に努め、財政構造の弾力性を保持するよう要望しております。
次、４ページをお願いします。
次に、町税についてです。
収入済額について増額となっており、全体の徴収率は９８．５％と前年度比０．４ポイント改善しています。和歌山地方税回収機構への移管及び税務課による徴収対策の成果であり、今後も引き続き、積極的な徴収対策の実施、納税意識の高揚を図るなど、滞納の減少と整理に格段の努力をされるよう要望しております。
次に、使用料等についてです。
住宅使用料における徴収率は、前年度比１．８ポイント改善、保育料については、令和３年度から引き続き徴収率１００％であることが確認できました。
次のページをお願いします。
学校給食費については、徴収率９９．８％と前年度比０．１ポイント改善、引き続き年度内納入の確保に努められるよう要望しております。
住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金については、令和３年度に償還期限を迎え、過年度の債権回収のみとなっています。徴収率については、住宅新築資金貸付金については６．４％、宅地取得資金貸付金については６．７％と依然低い水準で推移しています。
今後も徴収率の向上に努力されるとともに、回収不能物件については積極的な債権放棄の実施等、事業終結に向け、債権回収等の処理と整理に取り組まれるよう要望しております。
８ページをお願いします。

次に、一般会計の令和４年度末の町債残高は５６億３，６４１万４，９２０円で、令和３年度末に比べ約４億２，０００万円の減となっています。令和４年度の町債の借入額は２億１，９９５万６，０００円で、臨時財政対策債、学校教育施設整備事業債が主なものであります。年度末現在高は減少しましたが、今後も行政需要はさらに多岐多様になるものと思われるので、より一層効率的な行財政運営に努められるよう要望しております。

次に、議案第４０号特別会計国民健康保険事業です。

歳入総額は１９億５，００４万５，９８５円、歳出総額は１９億４，５１９万８，６８８円となり、差引き４８４万７，２９７円の黒字となっています。国民健康保険税の徴収率に関しては、８７．７％と前年度比１．８ポイント改善しております。

今後も徴収率の向上に努められるよう要望しております。

次に、議案第４１号、特別会計宅地造成事業です。

令和４年度の赤字額は８，９３７万２，７１５円となり、赤字額が減少しているものの、多額の赤字が恒常化しています。保有財産の処分を含む年次計画を着実に実行し、赤字解消に向けて取り組まれるよう要望しております。

議案第４２号、特別会計奨学事業から議案第４４号、特別会計公共下水道事業については、個別的意見はございません。

次に、議案第４５号、特別会計介護保険です。

徴収率につきましては９９．１％と前年度比０．２ポイント改善しております。引き続き、徴収率の向上に努めていくよう要望いたしております。

次に、議案第４６号、特別会計後期高齢者医療です。

徴収率につきましては９９．７％となっております。引き続き、徴収率の向上に努めていくよう要望いたしております。

議案第４７号、特別会計朝来財産区については、個別的意見はございません。

次に、議案第４８号、水道事業会計です。

令和４年度につきましては、８，８８９万５，３１２円の純利益を計上いたしております。

今後とも、経費の節減に取り組むとともに、改良工事等の計画的な遂行に努め、日常生活に不可欠な水道の安定供給に一層努力されるよう要望しております。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。

報告第７号から第１１号でございます。

財政健全化審査における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項及び経営健全

化審査における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

報告第７号、財政健全化審査では、実質公債費比率については１２．３％、将来負担比率については２２．１％となっており、早期健全化基準と比較するとこれを下回っていますが、今後の地方債の借入れには十分留意されるよう要望しております。

報告第８号、特別会計宅地造成事業経営健全化審査では、実質収支額は８，９３７万３，０００円の資金不足となるが、土地収入見込額２億２４４万５，０００円を充当した結果、資金剰余額として１億１，３０７万２，０００円が生じ、算定上の資金不足比率は横棒表示となることを確認いたしました。

報告第９号、特別会計農業集落排水事業から報告第１１号、水道事業会計における経営健全化審査については、いずれも資金不足比率は横棒表示となっていることを確認いたしました。

結びに、エネルギーや原材料などの価格高騰による地域経済への悪影響が懸念される中、少子高齢化がさらに進むことや公共施設の更新など、財政運営は引き続き厳しいものになることが予想されます。また、近年多発する線状降水帯の影響による災害では、過去には想定できなかったほどの被害が発生しており、上富田町においてもいつ被災してもおかしくない状況にあり、財政面でも備える必要があると考えます。今後も、より一層効率的な行財政運営に努められ、本町の発展と町民福祉の向上を図られるよう要望しております。

以上で令和４年度の決算審査、財政健全化審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

これをもって監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第４　議案第３９号、令和４年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第１３　議案第４８号、令和４年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの１０件につきましては、１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号から議案第４８号につきましては、１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第７条第３項の規定に基づき、議長、町監査委員を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩をしますから、委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩　午前　９時５６分

再開　午前１０時０７分

〇議長（大石哲雄）

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に１０番、谷端清君、副委員長に３番、平田美穂君が就任されました。

委員長はじめ委員の皆様、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いをいたします。

続けて、議事に入ります。

先ほど報告がありました日程第１４　報告第７号から日程第１８　報告第１１号までの５件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第２２条の規定に基づき、町長より議会に報告するものであります。この報告につきましては、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑につきましては、報告第７号から報告第１１号までの５件を一括で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、報告５件について一括で質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

〇議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

報告第７号から報告第１１号の件につきましては以上で終わります。

１０時２０分まで休憩します。

休憩　午前１０時０９分

再開　午前１０時１８分

〇議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第１９　報告第１２号

〇議長（大石哲雄）

続いて、日程第１９　報告第１２号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局より、報告内容の説明を求めます。

総務課長、十河君。

〇総務課長（十河貴子）

それでは、報告第１２号につきまして説明させていただきます。

４９ページでございます。よろしくお願いいたします。

報告第１２号、専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第２項の規定により、これを報告する。

記。

専決第８号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第８号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

１、和解の相手方。和歌山県西牟婁郡上富田町朝来９９－１０、有限会社朝来新聞舗、宮本英明。

２、事件の概要。令和３年１２月４日、午前１時５０分頃、和歌山県西牟婁上富田町朝来１８２４番地先、町道南紀ノ台１号線にて、従業員が相手方の所有する単車で走行中、道路上にあった落石に接触し、単車が損害を受ける。

３、和解の内容。（１）町は、本件に伴う損害賠償として、全国町村会総合賠償補償保険により保険会社から１３万３，３００円を相手方に支払う。

（２）相手方と町の間に、本件について、（１）に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和５年７月６日専決、上富田町長奥田誠。

以上、ご報告でございます。

〇議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより報告第１２号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

〇議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

△日程第２０　議案第４９号～日程第２９　議案第５８号

〇議長（大石哲雄）

続いて、日程第２０　議案第４９号、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例から、日程第２９　議案第５８号、令和５年度上富田町下水道事業会計補正予算（第１号）までの１０件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

福祉課副課長、平岩君。

〇福祉課副課長（平岩　晃）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第４９号についてご説明を申し上げます。

議案書５１ページをお願いいたします。

議案第４９号、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例。

上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部を別紙のように改正する。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法に即した利用料等及び指定管理者制度の導入に対応した条項を追加するため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例（案）。

上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部を次のように改正する。

目的。

第１条、この条例は、児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が就労、病気その他の理由により放課後家庭にいない児童に対し適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るため、上富田町学童保育所の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

名称及び位置。

第２条では、上富田町の名称及び位置は次のとおりとするとして、名称に第一あすなろ学童保育所、第二あすなろ学童保育所、なごみ学童保育所、位置にはそれぞれの住所を規定しております。

対象児童には、第３条、学童保育所に入所できる児童は、上富田町立小学校に在学する放課後児童とする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りではない。

ここまでの目的や名称など、現行の条例と内容に大幅な改正はございませんが、続く第４条以降につきましては、今回改めて追加する条項となります。

議案書５５ページの参考資料によりご説明を申し上げます。

上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の要旨です。

１、改正の趣旨。

地方自治法に即した利用料等及び指定管理者制度の導入に対応した条項を追加するため、条例の全部改正を行う。今回の改正におきましては、追加する条項が多く大幅な変更を伴うことから、全部改正とさせていただくものです。

続いて、２番、主な改正の内容です。

（１）入所の承諾、取消し等。第４条、第５条において、入所の承諾及び承諾の取消

し等に係る該当要件を規定してございます。

（２）利用料について。第６条において、月額利用料８，０００円及び土曜日の保育に係る加算額５００円を現状に合わせて改めて規定。

（３）一時利用について。第７条において、緊急的に利用できる一時利用を想定し、一時利用及び一時利用に係る料金を今回新たに規定するものです。

続いて、（４）費用負担について。第８条において、利用料とは別に運営に必要な費用、例えばおやつ代、保険料等になりますが、徴収することができることについて規定。

（５）利用料の減免等について。第９条、第１０条において、利用料の返還及び減額や減免措置ができることについて規定。なお、減免等の要件につきましては、生活保護法の規定による保護を受けている世帯は全額免除、当該年度の市町村民税の所得割が非課税となる世帯については半額を減額、兄弟同時入所は２，０００円の減額。ひとり親家庭医療の受給世帯は１，０００円の減額など、詳細は施行規則において定めることとしております。

続いて、（６）利用時間、休所日について。第１１条、第１２条において、学童保育所を利用できる時間及び日曜日等の休所日について、現状に合わせて改めて規定。

（７）指定管理者による管理。第１３条、第１５条において、第１３条では、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、学童保育運営に係る業務、保育そのものであったり施設の維持管理等を指定管理者に行わせることができること。第１５条においては、第６条から第８条に規定する利用料等を指定管理者の収入として収受させることができるよう規定してございます。また、指定管理者は、町長の承認を得ることで、条例で定める料金を上限に利用料金を定めることができること、また利用料金等を減免することができることとしております。

３、附則において、施行期日を令和６年４月１日から施行するとし、続く次の準備行為につきましては、公布の日から施行するとしております。

最後、４番、準備行為です。

学童保育所の利用手続及び指定管理者の指定に関する手続並びに指定管理者の指定については、条例の施行の日前においても行うことができる。

この本条例の改正案及び、制定予定の施行規則につきましては、現在の学童保育の運営の状況に合わせて、また、運営団体からの意見等も聞きながら進めておりますことを申し添えます。

以上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民課副課長、芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

よろしくお願いします。

私からは、上大中清掃施設組合解散に関する議案第５０号、第５１号について説明申し上げます。

５６ページをお願いします。

議案第５０号、上大中清掃施設組合の解散について。

地方自治法第２８８条の規定により、田辺市と協議の上、令和６年３月３１日をもって上大中清掃施設組合を解散することについて、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由としまして、上大中清掃施設組合の解散について、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出するとしております。

次のページをお願いします。

次のページは、県に提出する上大中清掃施設組合の解散に関する協議書案です。一部事務組合の解散につきましては、地方自治法第２８８条の規定により、構成団体の協議により県知事に届出をしなければならないとしております。上富田町、田辺市との協議により、提出を行います。

次のページをお願いします。５８ページです。

次のページには参考資料としまして、解散することにつきまして、県へ提出する理由書を添付しております。令和５年７月３１日付で、じんかい処理施設の解体撤去が完了し、継続すべき一部の事務を除く組合事務が終了しましたので、令和６年３月３１日をもって、上大中清掃施設組合を解散しますとしております。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いします。

続きまして、議案第５１号について説明を申し上げます。

５９ページをお願いします。

議案第５１号、上大中清掃施設組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について。

上大中清掃施設組合規約第１７条の規定により、田辺市と協議の上、令和６年３月３１日をもって上大中清掃施設組合が解散する際の事務の承継を別紙協議書のとおり定めることについて、同条の規定により議会の議決を求める。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由としまして、上大中清掃施設組合の解散に伴う事務の承継について定めるものであるとしております。

次のページをお願いします。

次のページは、県に提出する上大中清掃施設組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書案です。

上大中清掃施設組合の解散に伴う事務の承継について、上大中清掃施設組合規約第１７条の規定により次のとおり定める。

第１条、組合の解散に伴う歳入歳出決算事務、監査委員の審査及び議会の認定については、上富田町が行う。

第２条、組合の解散に伴う事務であって、解散後も必要となる全ての事務は、上富田町が承継する。

第３条、組合の解散に伴い生じる剰余金は、上富田町の一般会計に繰り入れる。

第４条、第２条の規定により承継した事務において生じる歳入金及び歳出金は、上富田町の一般会計に帰属する。

第５条、前条の歳入金及び歳出金は、組合の解散年度における上富田町及び田辺市の分担金の負担金に応じ精算する。

第６条、この協議に定めのない事項または疑義が生じた場合は、両市町が協議して定めるとしております。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

それでは、議案第５２号につきまして説明させていただきます。

６１ページでございます。

議案第５２号、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について。

地方自治法第２５２条の６の規定により、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会に古座川町、串本町及び日高広域消防事務組合を加入させるため、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約を次のとおり変更することについて、同法第２５２条の２の２第３項の規定により議会の議決を求める。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

古座川町、串本町及び日高広域消防事務組合を協議会に加入させるとともに、これに伴い所要の変更するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する規約（案）。

田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の一部改正。

田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。和歌山南広域消防通信指令事務協議会規約。

以下は、条例改正案文でございます。

６４ページから６８ページに、参考資料として新旧対照表を添付してございます。

主な改正の内容につきましては、６９ページの規約変更の要旨で説明させていただきます。

６９ページをお願いいたします。

田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更の要旨。

１、変更の要旨でございます。現在、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会として行っている消防通信指令業務の共同運用に、古座川町、串本町及び日高広域消防事務組合を協議会に加入させるとともに、これに伴い所要の変更を行うものでございます。

２、主な変更の内容。（１）協議会名を田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会から、和歌山南広域消防通信指令事務協議会に変更になります。

（２）関係市町、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町の４市町に新しく、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、古座川町、串本町の８町が加わり、関係市町が１２市町となります。

３、施行期日等。１、この規約は令和５年１１月１日から施行するとしてございます。

２につきましては、１２市町による共同運用の開始が令和８年４月１日となることから、令和８年３月３１日までの間における第２条の規定の運用について、以下に示してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、谷本君。

○上下水道課長（谷本　誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第５３号についてご説明申し上げます。

７０ページをお願いします。

議案第５３号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和５年度第７号上水道事業、中央監視設備更新工事。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、契約金額。一金、９，９００万円。

４、契約の相手方。大阪府大阪市北区梅田２丁目４番９号、横河ソリューションサービス株式会社関西支社、副支社長川出慎士。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるため本案を提出する。

まず、今回の工事請負契約の概要についてご説明させていただきますので、７３ページをお願いします。

本契約における工事の概要につきましては、水道事業における既設中央監視設備の老朽化に伴い更新工事を行うものであります。更新を行う主な設備につきましては、第１浄水場及び役場監視室に設置しています中央監視設備であり、ＬＣＤ監視装置、遠隔監視サーバ、遠隔クライアント、帳票装置、制御装置盤、液晶モニタ、ミニＵＰＳ等であります。

工期につきましては、議会の議決日の翌日から令和７年３月２１日までとなります。

また、本工事につきましては、指名競争入札による技術提案型により落札者を決定しています。

指名業者の選定につきましては、水道施設の稼働状況や異常等を監視する重要なシステム更新工事であることから信頼のおける業者を選定する必要があり、全国の電気部門の業者より上富田町に入札参加資格登録のあるものの中から、中央監視システムの導入実績があり、自社で製品を製作し、緊急時等における保守サポート体制がある８者を指名しております。指名した業者には、今回、中央監視設備の更新を行うための要求水準書を提示し技術提案による参加依頼をかけたところ、１社から参加表明がありましたので、技術提案書によるプレゼンテーションにより評価を行い、提案内容及び金額とも適正であると判断したため、落札者として決定しています。

戻りまして、７１ページをお願いします。

参考資料といたしまして、建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

７２ページをお願いします。

上から１１行目の第５９条の２の条項において、この契約は、上富田町議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとすると定めてございます。

本議案は、提案理由にございます議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第２条に定める５，０００万円以上の工事請負契約の締結となるため、今回上程させていただくものとなります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長（大石哲雄）

住民課副課長、芦口君。

〇住民課副課長（芦口正史）

よろしくお願いします。

私からは、議案第５４号についてご説明申し上げます。

７４ページをお願いします。

議案第５４号、土地の取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。

１、取得物件。西牟婁郡上富田町市ノ瀬字汗川１８５８番。

２、取得価格。一金、１，９６０万円。

３、目的。土地の取得。

４、契約相手方。和歌山県西牟婁郡上富田町朝来７６３番地、上大中清掃施設組合、管理者奥田誠。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

理由としまして、今回取得する土地は、上大中清掃施設組合が所有する土地であり、上大中清掃施設組合の解散に伴い田辺市と上富田町で協議を行った結果、地域との関係性から上富田町が土地の取得を行うのが合理的とされたため、本件を提出します。

次のページをお願いします。

次のページは、用地取得内訳書になります。６筆の詳細となります。

次の７６ページに参考資料としまして、土地売買仮契約書の写しを添付しております。

また、７８ページに、今回の土地の売買が利益相反行為となりますので、委任状を添付しております。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

〇総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第５５号についてご説明いたしますので、７９ページのほうお願いい

たします。

議案第５５号、令和５年度上富田町一般会計補正予算（第４号）。

令和５年度上富田町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億２，４２９万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７５億１，７７５万６，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

１１款地方交付税、補正前の額に３，３９４万２，０００円を追加し、２１億３９４万２，０００円と定めています。

１３款分担金及び負担金、補正前の額に４１５万円を追加。

１５款国庫支出金、補正前の額に１，１７０万９，０００円を追加。

１６款県支出金、補正前の額に６６４万１，０００円を追加。

１８款寄付金、補正前の額に２００万円を追加。

１９款繰入金、補正前の額に１億２，６７８万２，０００円を追加。

２１款諸収入、補正前の額に４７５万３，０００円を追加。

２２款町債、補正前の額から６，５６８万５，０００円を減額。

歳入合計では、補正前の額に１億２，４２９万２，０００円を追加し、７５億１，７７５万６，０００円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

２款総務費、補正前の額に１，１５６万９，０００円を追加し、１２億９３万６，０００円と定めています。

３款民生費、補正前の額に９４２万３，０００円を追加。

４款衛生費、補正前の額に２，８６０万円を追加。

５款農林水産業費、補正前の額に１，４５７万６，０００円を追加。

６款商工費、補正前の額に２，４００万円を追加。

７款土木費、補正前の額に９５３万２，０００円を追加。

８款消防費、補正前の額に８６万４，０００円を追加。

９款教育費、補正前の額に６４２万８，０００円を追加。

１０款災害復旧費、補正前の額に１，９３０万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に１億２，４２９万２，０００円を追加し、７５億１，７７５万６，０００円と定めています。

次のページをお願いいたします。

第２表、地方債補正、変更です。

７、臨時財政対策債では、限度額を２，９７１万５，０００円と定めています。

８、災害復旧事業では、限度額を５，７８０万円と定めています。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

７、臨時財政対策債については、令和５年７月に限度額が確定したことにより、減額補正するものでございます。

８、災害復旧事業については、６月の台風２号により被災した町道王子谷線の災害復旧事業に伴い増額するものとなります。

８４ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

１、総括につきましては、このページから８６ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、９５ページのほうをお願いいたします。

３、歳出。

２款総務費、１項総務管理費では、補正前の額に１，１１４万５，０００円を追加。

２目防災対策費、こちらでは防災備蓄品保管手数料については、スーパーエバグリーンプラス上富田店様と防災備蓄品の保管に関する契約を結び、その契約に基づく保管手数料として２万５，０００円を措置してございます。そのほか、建築確認等手数料から防災備蓄品格納庫購入費につきましては、上富田スポーツセンター野球場管理棟付近に防災用備蓄倉庫を設置する費用として措置しております。

５目財務管理費では、大型共同作業場の修繕及び払下げに向けた土地鑑定手数料、解体費用算定業務委託料を措置してございます。

９目地域交通対策費では、くちくまのコミュニティバスダイヤ改正に伴う費用を、１０目企画費では、さわやか上富田まちづくり基金積立金として２００万円を措置してご

ざいます。

下に行きまして、５項統計調査費では、補正前の額に４２万４，０００円を追加。住宅土地統計調査に係る費用を追加措置してございます。

次のページをお願いいたします。

３款民生費、３項児童福祉費では、補正前の額に６８０万円を追加。主なものとしましては、なのはな保育所改修工事請負費６００万円を追加措置してございます。

４項保険年金費では、補正前の額に２６０万９，０００円を追加。主なものとしまして、特別会計国民健康保険事業への繰出金として２５９万７，０００円を追加措置してございます。

５項老人福祉費では、補正前の額に１万４，０００円を追加。特別会計介護保険への繰出金です。

４款衛生費、１項保健衛生費では、補正前の額に６００万円を追加。保健センター改修工事請負費として追加措置してございます。

２項清掃費では、補正前の額に２，２６０万円を追加、１目清掃総務費では、上大中クリーンセンター跡地土地購入費として１，９６０万円を措置。

次のページをお願いいたします。

２目塵芥処理費では、不燃物処理場への残土搬入に伴う整地作業工事請負費として３００万円を措置してございます。

５款農林水産業費、１項農業費では、補正前の額に５２７万６，０００円を追加。主なものとしまして、４目農業施設整備事業費では、岡地区転倒堰の修繕工事費として４３０万円を措置。

５目農業集落排水費では、確定申告に伴い事業資金に不足が生じたため補填するものとして、農業集落排水事業補助金５０万１，０００円を措置してございます。

２項林業費では、補正前の額に９３０万円を追加。こちらは林業機械生産力高度化支援事業補助金として措置してございます。

６款商工費、１項商工費では、補正前の額に２，４００万円を追加。１目商工業振興費では、大人の社会塾人材育成事業費補助金として１００万円を措置。

次のページをお願いいたします。

２目観光振興費では、紀州口熊野マラソン実行委員会補助金として１００万円を追加措置。

３目スポーツセンター等管理費では、市ノ瀬若もの広場トイレ改修事業の費用として２，２００万円を措置してございます。

７款土木費、２項道路橋梁費では、補正前の額に６７２万２，０００円を追加。主な

ものとしまして、２目道路橋梁維持費では、町道学校線ののり面補修のほか、町内会要望また通学路安全対策などの維持補修工事請負費として１，３００万円を追加措置してございます。

３項河川費では、補正前の額に３１万円を追加。

次のページをお願いいたします。

４項都市計画費では、補正前の額に１５０万円を追加。

５項住宅費では、補正前の額に１００万円を追加。

８款消防費、１項消防費では、補正前の額に８６万４，０００円を追加。こちらは令和４年度精算による追加措置となってございます。

９款教育費、２項小学校費では、補正前の額に３３０万５，０００円を追加。主なものとしまして学校用備品購入費では、屋外用ＡＥＤ収納ボックス購入費用として１３１万３，０００円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

３項中学校費では、補正前の額に２４６万６，０００円を追加。落雷により故障した設備の修繕料２２９万４，０００円、屋外用ＡＥＤ収納ボックス購入費用１７万２，０００円を措置してございます。

５項社会教育費では、補正前の額に５１万円を追加。

６項保健体育費では、補正前の額に１４万７，０００円を追加。

１０款災害復旧費、２項公共土木施設災害復旧費では、補正前の額に１，９３０万円を追加。主なものとしまして、２目現年発生公共土木施設災害復旧事業費では、町道王子谷線の災害復旧事業費として１，８３０万円を措置しております。

次の１０９ページへいきまして、給与費明細書につきましては、統計調査費に係る報酬を反映したものとなります。恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

それでは、歳入の内訳を説明いたしますので、８７ページにお戻りください。

２、歳入。

１１款地方交付税、１項地方交付税では、補正前の額に３，３９４万２，０００円を追加。普通交付税につきましては、７月に当初分の金額が確定しましたので、その確定に伴う追加措置としてございます。

１３款分担金及び負担金、１項分担金では、補正前の額に２１５万円を追加。岡地区転倒堰の修繕工事費用の２分の１相当額を地元水利組合からの分担金として措置してございます。

２項負担金では、補正前の額に２００万円を追加。仮称南紀の台・パブリック地区コ

ミュニティセンター建設工事の負担金、南紀の台地区の追加措置分として２００万円を措置してございます。

（「パブリック地区や」の声あり）

〇総務課副課長（目良大敏）

パブリックが既存のもので南紀の台が追加というふうに聞いておるんですけれども。反対ですか。失礼しました。

（「南紀の台は前に……」の声あり）

〇総務課副課長（目良大敏）

失礼しました。すみません、訂正いたします。

２項負担金の２００万円についてのご説明です。仮称南紀の台・パブリック地区コミュニティセンター建設工事負担金につきましては、パブリック地区からの追加措置分として２００万円を措置してございます。失礼いたしました。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金では、補正前の額に１，１７０万９，０００円を追加。３目の衛生費国庫補助金につきましては保健センター改修への補助金、７目災害復旧費国庫補助金につきましては町道王子谷線の災害復旧に対する補助金となります。

次のページをお願いいたします。

２項県補助金では、補正前の額に６２１万６，０００円を追加。総務費県補助金につきましては、防災備蓄格納庫への補助金１１０万円となります。６目商工観光費県補助金につきましては、若もの広場のトイレ、またスポーツセンターのトイレの改修工事への補助金として５１１万５，０００円を措置してございます。

３項委託金では、補正前の額に４２万５，０００円を追加。

１８款寄付金、１項寄付金では、補正前の額に２００万円を追加。

次のページをお願いいたします。

１９款繰入金、２項基金繰入金では、補正前の額に１億１，６７８万２，０００円を追加。１目のさわやか上富田まちづくり基金繰入金につきましては、大人の社会塾への１００万、紀州口熊野マラソン実行委員会への１００万、それから小学校での図書購入費の４０万円の財源となります。４目財政調整基金繰入金につきましては、歳出に係る一般財源分として９，９４０万２，０００円を措置してございます。

３項財産区繰入金では、補正前の額に１，０００万円を追加。こちらは市ノ瀬若もの広場のトイレ改修工事への繰入金ですが、市ノ瀬財産区から１，０００万円を繰り入れる形となってございます。

２１款諸収入、３項雑入では、補正前の額に４７５万３，０００円を追加。

次のページをお願いいたします。

２２款町債、１項町債では、補正前の額から６，５６８万５，０００円を減額、臨時財政対策債につきまして、限度額確定に伴う減額となってございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課長、瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第５６号について説明させていただきます。

１１０ページをお願いします。

議案第５６号、令和５年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）。

令和５年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８３２万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９億５，４２５万５，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

５款繰入金としまして、補正前の額２億２，１８５万７，０００円に２５９万８，０００円を追加し、２億２，４４５万５，０００円。

７款諸収入では、８００万円に５７２万５，０００円を追加し、１，３７２万５，０００円。

歳入合計としまして、１９億４，５９３万２，０００円に８３２万３，０００円を追加し、１９億５，４２５万５，０００円と定めてございます。

歳出です。

１款総務費としまして、補正前の額４，４０８万６，０００円に２５９万７，０００円を追加し、４，６６８万３，０００円。

８款諸支出金では、２００万円に５７２万６，０００円追加し、７７２万６，０００円。

歳出合計としまして、１９億４，５９３万２，０００円に８３２万３，０００円を追

加し、１９億５，４２５万５，０００円と定めてございます。

続きまして、１１２ページから１１４ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書。

１、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いします。

１１５ページ、１１６ページのほうへお願いします。

２、歳入としまして、５款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金では２５９万７，０００円を追加。職員給与費等繰入金です。

２項基金繰入金、１目国民健康保険基金繰入金では、１，０００円を追加。

７款諸収入、２項雑入、３目診療報酬等返還金では、５７２万５，０００円を追加。過年度分診療報酬等返還金でございます。

１１７ページ、１１８ページのほうをお願いします。

３、歳出としまして、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費６２万５，０００円を追加。２項徴税費、１目賦課徴収費では、１９７万２，０００円を追加。それぞれ会計年度任用職員報酬に係る補正分でございます。

８款諸支出金、２項返還金、１目返還金５７２万６，０００円を追加。主に過年度分保険給付費等交付金返還金でございます。

１１９、１２０ページの給与明細書につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目通しのほどよろしくお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

〇議長（大石哲雄）

長寿課長、宮本君。

〇長寿課長（宮本真里）

私からは、議案第５７号についてご説明いたします。

１２１ページをお願いします。

議案第５７号、令和５年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第１号）。

令和５年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２３２万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億８，８４０万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第１表、歳入歳出予算補正。
歳入です。
３款国庫支出金では、補正前の額に２万７，０００円を追加し、３億８，９２９万円と定めています。
４款支払基金交付金では、補正前の額に２００万３，０００円を追加。
５款県支出金では、補正前の額に１万４，０００円を追加。
７款繰入金では、補正前の額に２７万７，０００円を追加。
歳入合計では、補正前の額に２３２万１，０００円を追加し、１６億８，８４０万円と定めています。
歳出です。
２款保険給付費は、財源内訳の変更によるものです。
４款地域支援事業費では、補正前の額に７万円を追加。
５款諸支出金では、補正前の額に２２５万１，０００円を追加。
歳出合計では、補正前の額に２３２万１，０００円を追加し、１６億８，８４０万円と定めています。
１２３ページから１２５ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書。
１、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。
１２６ページ、１２７ページをお願いします。
２、歳入です。
３款国庫支出金、２項国庫補助金、３目包括的支援・任意事業交付金では、２万７，０００円を追加。
４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金では、２００万３，０００円を追加。
５款県支出金、２項県補助金、２目包括的支援・任意事業交付金では、１万４，０００円を追加。
７款繰入金、１項一般会計繰入金、３目包括的支援・任意事業繰入金では、１万４，０００円を追加。
２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金では、２６万３，０００円を追加しております。
１２８ページ、お願いします。
３、歳出です。
２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費は、財源内

訳を変更しております。

４款地域支援事業費、２項包括的支援事業・任意事業費、１目地域包括支援センター運営費は、７万円を追加。訪問用の軽自動車のリース契約期間終了に伴い、買取りのため措置しております。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金では、２２５万１，０００円を追加。過年度分地域支援事業交付金支払基金返還金を措置しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長（大石哲雄）

上下水道課副課長、陸平君。

〇上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いします。

１３０ページをお願いします。

私からは、議案第５８号についてご説明申し上げます。

議案第５８号、令和５年度上富田町下水道事業会計補正予算（第１号）。

総則。

第１条、令和５年度上富田町下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第２条、令和５年度上富田町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第１款公共下水道事業収益、既決予定額に７０万円を追加し、計２億２，０２７万７，０００円と定めています。内訳として、第２項営業外収益、既決予定額に８０万円を追加し、計１億６，６２５万１，０００円と定めています。第３項特別利益、既決予定額から１０万円を減額し、計１，０００円と定めてございます。

第２款農業集落排水事業収益、既決予定額に５０万円を追加し、計２億６，５９４万１，０００円と定めています。内訳として、第２項営業外収益、既決予定額に５０万１，０００円を追加し、計２億３６万円と定めています。第３項特別利益、既決予定額から１，０００円を減額し、計１，０００円と定めています。

１３１ページをお願いします。

支出。

第１款公共下水道事業費用、既決予定額に７０万円を追加し、計２億１，９７７万７，０００円と定めています。内訳として、第３項特別損失、既決予定額に７０万円を追加

し、１５０万５，０００円と定めています。

第２款農業集落排水事業費用、既決予定額に５０万円を追加し、計２億６，５６１万４，０００円と定めています。内訳として、第３項特別損失、既決予定額に５０万円を追加し、２５９万５，０００円と定めています。

他会計からの補助金。

第３条、予算第９条中、１億９，１４３万２，０００円を１億９，２７３万3，０００円に改める。

令和５年９月６日提出、上富田町長奥田誠。

１３２ページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となってございます。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

１３３ページをお願いします。

令和５年度上富田町下水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

１、収益的収入及び支出。

収入です。

１款公共下水道事業収益、既決予定額に７０万円を追加し、２億２，０２７万７，０００円と定めています。

２項営業外収益、既決予定額に８０万円を追加し、１億６，６２５万１，０００円と定めています。１目他会計補助金、既決予定額に８０万円を追加し、８，７４５万１，０００円と定めています。

３項特別利益、既決予定額から１０万円を減額し１，０００円と定めております。２目その他特別利益、既決予定額から１０万円を減額してございます。

２款農業集落排水事業収益、既決予定額に５０万円を追加し、２億６，５９４万１，０００円と定めています。

２項、営業外収益、既決予定額に５０万１，０００円を追加し、２億３６万円と定めています。１目他会計補助金、既決予定額に５０万１，０００円を追加し、８，８９０万９，０００円と定めています。

３項特別利益、既決予定額から１，０００円を減額し、１，０００円と定めております。２目その他特別利益、既決予定額から１，０００円を減額してございます。

次に、支出です。

１款公共下水道事業費用、既決予定額に７０万円を追加し、２億１，９７７万７，０００円と定めています。

３項特別損失、既決予定額に７０万円を追加し、１５０万５，０００円と定めていま

す。２目その他特別損失、既決予定額に７０万円を追加し、１５０万４，０００円と定めています。

２款農業集落排水事業費用、既決予定額に５０万円を追加し、２億６，５６１万４，０００円と定めています。

３項特別損失、既決予定額に５０万円を追加し、２５９万５，０００円と定めています。２目その他特別損失、既決予定額に５０万円を追加し、２５９万４，０００円と定めています。

こちらの補正内容につきましては、両事業の令和４年度分の消費税及び地方消費税の確定申告に伴う納付額を追加補正してございます。

１３５ページ、令和５年度上富田町下水道事業予定キャッシュフロー計算書、１３７ページ、令和５年度上富田町下水道事業予定貸借対照表につきましては、今回補正後の当年度純利益の金額に変動がないことから、当初予算書に添付いたしましたものと同様でございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上が、今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延　　会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、９月１３日水曜日午前９時００分となっておりますので、ご参集願います。

ありがとうございました。

延会　午前１１時１７分